

開催  
報告

## 「遺伝子組み換え食品の表示はどう変わる？」

～消費者は表示を見て商品を選びたい！～



○日時:2023年3月1日(水)13:30~15:00 ○参加者:30名  
○開催方法:Zoom を活用したオンライン開催 ○主催:東京消費者団体連絡センター

遺伝子組換え表示制度の任意表示は2023年4月1日から新しい制度になります。新制度のわかりにくい内容を、わかりやすい言葉で話していただき参加者の理解も進む学習会となりました。また、表示義務がないゲノム食品の今後についても最新の情報を学びました。



開会挨拶 五十嵐ちづ子さん 多摩の暮らしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク

食品表示は消費者が商品を選ぶときに欠かせない情報です。けれど情報が書いていなければ、何をどう選んだらいいか分かりません。今日は新しい表示制度で、何が変わるのかなどについて教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

～2023年4月施行～

## 遺伝子組み換え食品表示制度の改正でどう変わる？

森田 満樹さん 一般社団法人 Food Communication Compass 事務局長  
消費生活コンサルタント



### 遺伝子組み換え食品とは？

遺伝子組み換え作物は、他の生物(種の壁を超える)から取り出した遺伝子を組み込むことで、新しい性質を持たせた作物です。その作物と、そこから作られる食品を遺伝子組み換え食品と言います。現在まで日本国内で商業栽培は行われていませんが、米国などから除草剤に強い作物や害虫に強い作物が、加工用や飼料用として輸入されています。種の壁を超えて新しい遺伝子が入っているものなので、流通する前に安全性の審査をしっかりと行い、2022年9月6日現在、9作物331品種が流通可能となっています。検疫所では、それ以外のものが市場に出回らないよう監視指導が行われています。

### 新しい遺伝子組み換え食品表示制度

遺伝子組み換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。新制度では任意表示について変更がされます。現行制度では、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えてあれば「遺伝子組み換えでない」等の表示が可能でしたが、新制度では、分別生産流通管理をして遺伝子組み換えの混入がない(ほぼ0%)と認められたものは「遺伝子組み換えでない」「非遺伝子組換え」の表示が可能となり、意図せざる混入を5%以下に抑えているものは「分別生産流通管理済み」等の表示となります。「分別生産流通管理済み」は、消費者にとってわかりにくい用語なので、業界によっては無表示の対応も出てきています。

### ゲノム編集技術応用食品の表示

ゲノム編集技術は、これまでの突然変異と同じと整理され、届出制度がつくられました。今は3件、届け出があります。表示は義務化されておらず情報提供が必要とされ、現在は自主的な取り組みにまかされています。今後、外来遺伝子が導入された場合は、遺伝子組み換え食品と同じ扱いとなります。

ゲノム編集技術で開発されたものは、「GABA を多く含むトマト」「筋肉量の多いマダイ」「成長のはやいフグ」があります。

### アンケートより(抜粋)

- ・遺伝子組み換え食品について、よくわからないまま不安を抱いていたように思います。安全性は配慮されていることもわかりました。一方意図しない混入率が他の国と比べ高いこと、表示がわかり難いことで消費者が選択しにくくなることも心配になりました。
- ・生産者やメーカーの実情に見合った制度、なおかつ、業界団体の都合にのみ偏らないよりよい制度は、我々消費者のリテラシーが必要で、消費者教育と声を上げていくことが大切なのだということに改めて気づきを得ることができました。
- ・事前に資料を何度も読んだのですが、解説していただくとさらに頭に入っていました。市民にどう伝えるかですね。